

平成18年田村市議会3月定例会会議録

(第5号)

○会議月日 平成18年2月24日(金曜日)

○出席議員(67名)

議長	三瓶利野				
1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	15番	新田耕司	議員
16番	本田芳一	議員	17番	秋元正登	議員
18番	根本浩	議員	19番	橋本紀一	議員
21番	新田秋次	議員	22番	石井俊一	議員
23番	橋本善正	議員	24番	松本道男	議員
25番	吉田文夫	議員	26番	渡辺勇三	議員
27番	小林清八	議員	28番	村上好治	議員
29番	猪瀬明	議員	30番	宗像清二	議員
31番	渡辺ミヨ子	議員	32番	松本敏郎	議員
33番	小林寅賢	議員	34番	松本熊吉	議員
35番	宗像宗吉	議員	36番	本田仁一	議員
37番	浦山行男	議員	38番	白岩行	議員
39番	横井孝嗣	議員	40番	白岩吉治	議員
41番	石井喜壽	議員	42番	本田正一	議員
43番	吉田忠	議員	44番	白石治平	議員
45番	渡邊鐵藏	議員	46番	早川栄二	議員

48番	箭内仁一	議員	49番	村越崇行	議員
50番	長谷川元行	議員	51番	橋本文雄	議員
52番	石井忠治	議員	53番	安藤勝	議員
54番	半谷理孝	議員	55番	吉田豊	議員
56番	佐久間金洋	議員	57番	照山成信	議員
58番	佐藤孝義	議員	59番	松本哲雄	議員
60番	大和田一夫	議員	61番	渡邊文太郎	議員
62番	安藤嘉一	議員	63番	佐藤弥太郎	議員
64番	面川俊和	議員	65番	松崎功	議員
66番	宗像公一	議員	67番	柳沼博	議員
68番	橋本吉ム村	議員	69番	菅野善一	議員

○欠席議員（2名）

14番	石井市郎	議員	47番	吉田正直	議員
-----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥暲	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	大越行政局長	吉田良一
都路行政局長	新田正	常葉行政局長	白石幸男
船引行政局長	佐藤輝男	総務部総務課長	佐藤健吉
総務部財政課長	助川弘道	総務部税務課長	吉田拓夫
企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲	企画調整部 観光交流課長	白石忠臣
生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一	生活福祉部 保健課長	加藤与市
生活福祉部 福祉課長	本多正	産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部 下水道課長	渡辺行雄	産業建設部 産業課長補佐	吉田英一

出納室長	宗 像 トク子	教育委員長	白 岩 正 信
教 育 長	大 橋 重 信	教育次長兼教育総務課長 事務取扱	宗 像 泰 司
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
教育委員会事務局 教育総務課長補佐	遠 藤 卓	選挙管理委員長	鈴 木 季 一
選挙管理委員会 事務局 長	佐 藤 健 吉	代表監査委員	武 田 義 夫
監査委員事務局 長	白 石 喜 一	農業委員会会長	宗 像 紀 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	塚 原 正	農 業 委 員 会 事務局総務課長	根 本 德 位
水道事業所長	助 川 俊 光		

○事務局出席職員職氏名

事務局 長	白 石 喜 一	総 務 課 長	渡 辺 新 一
主 任 主 査	石 井 孝 行	主 任 主 査	斎 藤 忠 一
主 事	渡 辺 誠	主 事	大 越 貴 子

○議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
の制定について
- 議案第 2号 田村市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例
の制定について
- 議案第 4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定について
- 議案第 5号 田村市幼児預かり保育条例の制定について
- 議案第 6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定について
- 議案第 7号 田村市保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正す
る条例について

- 議案第 1 0 号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する条例
について
- 議案第 1 1 号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例を
廃止する条例について
- 議案第 1 2 号 田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に
関する条例を廃止する条例について
- 議案第 1 3 号 田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する
条例を廃止する条例について
- 議案第 1 4 号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する
条例を廃止する条例について
- 議案第 1 5 号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例について
- 議案第 1 6 号 田村市表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 1 8 号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議案第 1 9 号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 1 号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 田村市滝根総合福祉センター条例の一部を改正する条例
について
- 議案第 2 5 号 田村市船引総合福祉センター条例の一部を改正する条例
について
- 議案第 2 6 号 田村市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 2 7 号 田村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議案第 28 号 田村市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 田村市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 32 号 平成 17 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 33 号 平成 17 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 34 号 平成 17 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 35 号 平成 17 年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 36 号 平成 17 年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 37 号 平成 17 年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 38 号 平成 17 年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 39 号 平成 17 年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 40 号 平成 17 年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 41 号 平成 17 年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 42 号 平成 17 年度田村市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 43 号 平成 17 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

- 議案第 4 4 号 平成 1 7 年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算
(第 3 号) について
- 議案第 4 5 号 平成 1 7 年度田村市水道事業会計補正予算 (第 4 号) に
ついて
- 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度田村市一般会計予算について
- 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度田村市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度田村市老人保健特別会計予算について
- 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度田村市介護保険特別会計予算について
- 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度田村市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算につ
いて
- 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度田村市農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度田村市宅地造成事業特別会計予算について
- 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度田村市公共下水道事業特別会計予算につ
いて
- 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度田村市授産場事業特別会計予算について
- 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度田村市診療所事業特別会計予算について
- 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度田村地方介護認定審査会特別会計予算につ
いて
- 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度田村市水道事業会計予算について
- 議案第 5 9 号 東辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第 6 0 号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第 6 1 号 古道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第 6 2 号 市道路線の廃止について
- 議案第 6 3 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 4 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減につ
いて
- 議案第 6 5 号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第 6 6 号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

日程第 3 議案第 67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案の常任委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（三瓶利野） おはようございます。

都合により48番箭内仁一君は出席がおります。

会議規則第2条の規定による欠席の届出者は、14番石井市郎君、47番吉田正直君であります。

所用により、滝根行政局長青木邦友君は本日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員数は66名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第5号）のとおりであります。

日程第1 議案第 1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてから

議案第65号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてまで

○議長（三瓶利野） 日程第1、議案第1号から議案第65号までを一括議題とします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告の順序により、2番木村高雄君の発言を許します。木村高雄君。

○2番（木村高雄） 通告によりまず議案に対する質疑を行います。

第1点目は、議案第46号、議会総務費、45ページと46ページの交際費であります。市長、議長の交際費の額は県内11市の人口、当初予算規模と比較し適正な額か。また交際費の使い道を明確にするために、需用費に計上するべきではないか、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 2番木村高雄議員の御質問にお答えをいたします。

議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算についての歳出、第1款議会費第1項議会費、目の1、議会費のうち、議会運営費の交際費及び第2款総務費第1項総務管理費、目の1、一般管理費のうち、一般事務費の交際費について申し上げます。

市長及び議長交際費につきましては、市長交際費 500万円、議長交際費 150万円と、それぞれ前年同額で計上いたしました。この額につきましては、合併前の旧5町村の議長、町村長の交際費それぞれの総合計額は、議長が 305万円、町村長が 1,060万円でありましたが、財政面での合併効果によります節減効果を図ることから、おおむね半額とし、平成17年度の執行をいたしているところであります。

県内11市との比較につきましては、議長交際費が 100万円から 200万円の間の計上は会津若松、郡山、南相馬、喜多方、相馬、田村の6市であります。また、市長交際費が 400万円から 500万円の間の計上は、会津若松、須賀川、田村市の3市であります。

田村市の交際費につきましては、交際費を支出すべき事案は必ずしも減少しているわけではなく、各種団体からの総会の御案内等は合併前とほぼ同様にいただいている状況から、現時点での人口や予算規模で同程度の市と一概に比較することは難しいものではないかと考えております。

また、交際費の使い道を明確にするため、需用費に計上とのおただしであります。交際費は地方自治法施行規則第15条第2項に歳出予算の節の区分が明記され、10節交際費と規定されており、歳出の方法、制限などが定められておりますし、交際費の性質上、需用費では対応できないものも多くありますことから、現在、田村市としては需用費に計上することは難しいものと考えております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 需用費に計上することは難しいという今の答弁なわけなんですけれども、御存じのように矢祭町というのは交際費を廃止して、そして総務費の中に計上しているということで、もちろんそのことにより定期監査という部門も監視できるということで、こういった市民の税金についてはやはり明確化できるという、そういう方向で進んでいる自治体もあるわけですね。

それから新潟県の聖籠町という小さな町があるわけなんですけれども、ここには町長の交際費、これをホームページに掲載までしているわけなんです。ですから、そういう観点からもやはりこういったことは市民の税金を明らかにすることについては、やは

りもう一度検討するべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 交際費について、情報公開、市民の方々に明らかにしたらどうでしょうかという御意見であります、これはいろいろな交際費の中には需用費であったり、あるいは報償費であったり数々あります。冠婚葬祭の中の私的な結婚式、市長、議長も同じであります、冠婚葬祭についてはありません。ただ、田村市の中の祭祀料という、議会議員あるいは区長とか、民生委員とか、現職の方々が不幸に亡くなられたとか、あるいは功労者とか、そういう方々に対する祭祀料というものがあります。そういうものが規定されていて、じゃどこの分野に入れていくかというのも、いろいろと問題があり、またお祝い等の御案内があったときに、予算がなくなった、じゃ計上しようかということも不可能だと思っておりますし、いろいろな観点から今の段階では交際費として計上させていただいておりますので、今のところ我々としてはそれが不適正に支出するということは考えありません。皆さんからの御案内にも出せない場合もありますので、そのときは私の個人として助役、収入役も、あるいは教育長も、さらには職員もいろいろと自費で払っているのもかなり多くあります。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 要は、市民の側、また私も含めてですけれども、やはり貴重な税金を一円たりとも、明確にするということは、これは当然のことであると思います。ですから、交際費がそういう法律だからといって明らかにされないというのは、適正に使いながらも明らかにされないというのは、やっぱり住民から見れば大きな疑問が残るものだと思います。

そういうことを解消するためにもいろいろな分野でどの項目に入れるかということがいろいろ事務的な問題も大変だと思いますけれども、そういったことも含めて、今後こういった明確化するというのをやはり検討していただきたいと申し上げて、次の質問に移ります。

2番目、議案第46号、教育費の114ページの事務局費、117ページ、小学校管理費から119ページの中学校管理費であります。まず第1点目は、小中学校の各種大会補助金、クラブ活動対策費補助金の内訳は何かということであり、これは予算説明書の80ページにあります。

第2点目については、小中学校管理費が前年度と比較し大幅に減額されているのはなぜ

か。減額により各学校の運営や教育活動に支障を来すのではないかと、2点目であります。

第3点目に、職員人件費とあるが、その内訳は何か。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

○教育次長（宗像泰司） 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算、歳出の第10款教育費第1項教育総務費、目の2、事務局費についての御質問にお答えいたします。

初めに、小中学校各種大会派遣補助金についてであります。田村市教育委員会の所管に係る補助金等交付要綱に基づき、小中学校が出場する各種大会で地区予選を勝ち抜き、県中大会、県大会、東北大会等に出場する際の経費を補助するもので、小学校で8校分、中学校で県中大会が15校分、県大会が8校分、東北大会が4校分を補助実績から見込み計上いたしております。

クラブ活動強化対策補助金につきましては、中学校で行っている部活動の際に要する経費を補助するもので、部活動時の用具や対外試合時の交通費、ユニホーム代等に充てる補助金であります。旧町村でさまざまな強化対策と強化対策補助を行っていたものを統一し、18年度は中学校1校当たり3万円、生徒1人当たり300円を全中学校に補助し、学校におけるクラブ活動の強化を図って体力向上に努めようとするものであります。

次に、第10款教育費第2項小学校費、第3項中学校費、目の1、小中学校管理費の減額について申し上げます。

減額となりました主な理由といたしましては、合併時に旧町村でそれぞれに計上されておりました予算の精査及び調整を図りましたことや、小学校費では山根小プールサイド改修工事や船引小プール床面改修工事など、中学校費では滝根中の校舍外壁塗装工事や、常葉中のクラブハウストイレ改修工事など、各種修繕工事を今年度実施いたしました結果、大規模な修繕工事が少なくなり、工事請負費の計上が少なくなったこと。各学校に設置しています教育用コンピューター借上料を、使用目的が児童生徒の教育用であることから、教育振興費へ計上がえをしたため、学校管理費が減額となったものであり、経常的な管理運営に要する経費は計上されておりますので、学校管理運営上には支障がないものと考えております。

次に、職員人件費の内容について申し上げます。

小学校費の職員人件費につきましては、小学校用務員9名分の人件費で、滝根町1名、大越町2名、都路町3名、常葉町3名で4,674万8,000円を計上し、中学校費の職員人件

費につきましては、中学校用務員7名分の人件費で、滝根町1名、都路町1名、常葉町2名、船引町3名で3,980万円を計上しております。職員の用務員が配置されていない学校につきましては、主に臨時職員で対応しておりますので、賃金を計上したところであります。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 済みません。ちょっと説明資料を持ってきます。

今、答弁があったわけでありましてけれども、学校管理費の中で、これは小学校の管理なんですけれども25%削減されているんですよ。中学校については約35%、これは大変な額だと思います。そして今コンピューターの借上料、これを教育振興費に振り向けたというふうなことだと思っておりますけれども、その教育振興費でさえ600万円減額されているわけですよ。その教育振興費というのは、内容を調べてみますと教材関係費、そういったものの内訳だと思います。

それから、学校管理費の中で、ちょっと内容を見てみますと需用費が300万円減額、これは印刷時のインク代とか光熱水費、あとは燃料代というもので、これは必要不可欠なものであると思います。それから工事請負費というのは、これは学校の修繕費ですよ。建物のことばかりではなくて、机やイスが壊れた場合に補充するとか、そういうものでありますけれども、これも1,169万5,000円減額ということです。

それから、これは小学校費でありますけれども、備品購入費についても680万円が減額されているということですね。これについては、非常に、今まででさえこういった備品購入費、学校のこういった管理をするための費用が十分でなかったにもかかわらず、大きく削減されているということが見受けられるわけでありまして。そういった中で、一つはこういった状況になれば保護者負担がさらにふえるのではないかということが言われるわけです。そして、この点について保護者負担がふえるのではないかという点について、まず1点質問いたしたいと思います。

第2点目については、こういった予算編成をする際には綿密な打ち合わせ、ヒアリングなどを行わなくちゃならなかったわけでありましてけれども、こういったヒアリングを十分行ったかについて2点目質問したいと思います。

それから学校用務員というのは、これは多岐にわたって大変な仕事があるわけなんですけれども、御紹介いたしますと用務員の仕事といいますのは、校舎内の施設・設備の安全点検、巡視、清掃、維持管理、保守、営繕、それから事務職員の補助ということも多岐に

わたっているわけでありませけれども、そういった学校用務員、または事務職員の配置状況、また雇用形態、さらに今後どのような形態でこういった学校用務員などを雇用していくのか、その点について答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

○教育次長（宗像泰司） 再質問にお答えをいたします。

まず、第1点目のそれぞれ減額されたことにより、保護者負担がふえるのではないかとというようなことですが、これらについては今までは各旧町村において予算の計上の仕方がそれぞれ方法が異なっていたこともあります。それらについては、今年度から田村市として平準化した予算を組みました。それらについて減額された分についての保護者負担はふえるというおただしですが、これについてはふえることはないものと思っております。

次に、第2点目の予算編成時、それぞれヒアリングを行ったのかということですが、これらについては予算編成において各学校の事務担当者、さらには教頭等に集まっていたきまして、それぞれ市の考え方等を含めて申し上げて予算編成をしておりますので、学校の方にも十分理解を得ているものと思っております。

次に、用務員の関係ですが、これらについてはこれからも職員が減ってくると思っております。これらについては、今後どういう対応をしていくかというようなことですが、これらについては教育委員会としても十分検討していきたいと思っておりますが、職務内容等によってそれぞれ委託する方法とか、臨時雇いにする方法とか、職員対応する方法とか、それらについて検討させていただいて、学校に支障がないような方法をとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「現在の雇用形態は」の声あり）

現在の雇用形態については、先ほど申し上げましたように、職員でやっているところは職員ですが、それ以外については臨時職員で対応しているところ、あとシルバー人材でやっているところがございます。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 雇用形態ということで今答弁をいただいたわけなんですけれども、シルバー人材を活用しているところもあるということなんですけれども、これについては先ほど申しましたように、いわゆる学校用務員というのは多岐にわたって仕事及要求されるわけですね。学校の職員にある程度の指示を受けながらやるというふうなことがあるわ

けなんですけれども、シルバー人材法というものについては、例えば環境整備、植木だったら植木の業務だけをお願いしますということで委託するわけですよね。それがシルバー人材法はそういうわけなんですけれども、ただ学校用務員という場合に、その委託をする場合については当然多岐にわたって仕事があるわけですから、当然職員からの指示が行われるわけなんですけれども、そういうことから考えれば、やはりこのシルバー人材法にも現在違反しているのではないかというふうに思うんですよね、この雇用の形態の仕方は。ですから、やはりこういった学校用務員の仕事、これは多岐にわたって大変な仕事でありますので、専門性を要求されるわけですよ。ですから、今後やはり雇用形態としてはしっかりとした職員の採用というふうなことで行うべきではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 質問にお答えいたします。

各小中学校に入っている用務員につきましては、木村議員さんのおっしゃるとおり業務が多岐にわたっておりますので、雇用形態につきましては十分検討し、なおシルバー人材の雇用についても検討を加えながら年間雇用してまいりたいというふうに考えます。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 平成18年度の当初予算ということで、子育て支援ということで全国に脚光を浴びたすばらしい政策で、私も評価できるということでありますけれども、しかし一方で教育費、本当の学校の管理費がそういった組み替えをしながらも、小中学校の管理費が9,000万円も削減されている。これはやはり教育行政に大きな支障を来すということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて2番木村高雄君の質疑を終結します。

次の質疑者、25番吉田文夫君の発言を許します。吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 25番吉田です。通告により質疑を始めます。

議案第46号です。市税の中、13ページ、14ページ、15ページ、市民税、固定資産税、軽自動車税についての徴収率の見込みは低くはないかと。滞納繰越分の徴収にどのような対策を講じているか。そして軽自動車税には障害者に対しての減免措置について、対象所有者は何名で何台、減免額はどのくらいかについて当局の答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 25番吉田文夫議員の御質問にお答えをいたします。

議案第46号 平成18年度一般会計予算についての歳入、第1款市税の市民税、固定資産税、軽自動車税の徴収率について申し上げます。

各税目の徴収率につきましては、過去3年間の平均徴収実績を斟酌し、かつ平均を下回らない見込み率にて算定をいたしたところであります。個人市民税につきましては、平成15年度 98.66%、平成16年度 98.78%、平成17年度の見込みでありますが 98.80%となっておりますことから、平均では98.746%でありますので、平成18年度の見込み徴収率を 98.76%といたしました。

次に、法人市民税につきましては、平成15年度 98.79%、平成16年度 99.42%、平成17年度の見込み 99.47%であり、平均では99.226%となりますが、平成18年度の目標値として見込み徴収率を 99.71%といたしました。

固定資産税につきましては、平成15年度 97.94%、平成16年度 97.72%、平成17年度見込み 97.80%であり、平均では 97.82%となりますが、18年度の目標値として見込み徴収率を98%といたしました。

軽自動車税につきましては、平成15年度 99.04%、平成16年度 98.81%、平成17年度見込み 99.10%であり、平均では 98.98%になりますことから、平成18年度の見込み徴収率を99%に算定いたしましたところであります。

なお、滞納繰越分につきましては、ただいま申し上げました現年度分の算定と同様の過去3年間の徴収率に基づき徴収可能見込み額を算定いたしましたものであります。

次に、滞納繰越分の徴収対策について申し上げます。

滞納繰越分の徴収につきましては、徴収体制の確立と職員の実務研修、嘱託徴収員の雇用による臨戸徴収、電話等による催告を実施するとともに、財産調査による預金、給与等の差し押さえ等を積極的に実施いたしてまいります。さらに、平成17年度に引き続き福島県によります直接徴収制度も実施をしてまいります。また、平成17年度に設置をいたしました市税等未納対策本部のプロジェクトの推進を図り、部長、課長相当職の管理職による臨戸徴収の実施と納税相談、指導強化に努め、市税等の徴収率向上対策を引き続き強力に進めてまいります。

次に、軽自動車税の減免措置について申し上げます。

軽自動車税の減免につきましては、平成17年度の減免実績では身体に障害を有する方等が所有しております台数56台、31万 6,400円を減免措置いたしております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今、部長の方から説明がありました。徴収対策というふうなことで、嘱託職員の臨戸徴収が入っておりました。これは各行政局単位で、大体どのくらいの実績というんですか、今までそれぞれ過去に合併前も各行政局でやっていたと思うんですが、その辺の実績についてどういうふうに考えていますか。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 嘱託徴収員の実績について申し上げます。

税目ごとに申し上げますが、平成17年4月から18年1月までの実績で申し上げます。市民税 178万 9,486円、固定資産税 269万 6,392円、軽自動車税24万 5,600円、国民健康保険税 907万 9,684円、合計 1,381万 1,162円であります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 嘱託職員における実績は 1,381万円というようにありました。それぞれこれに対しての嘱託職員に払う賃金の費用はどのくらいあるでしょうか。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） お答えいたします。

平成18年度の当初予算に計上いたしました嘱託徴収員の予算計上額でございますが、4名で 740万 6,400円を見込み計上してございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 滞納対策は十分にやっていただきたいと思います。

続きまして次の質問に移ります。

同じく議案第46号です。25ページ、合併市町村補助金、続いて29ページの合併支援交付金についての使用目的、使用内訳について伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 議案第46号 平成18年度一般会計予算についての歳入、第14款国庫支出金第2項国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金第1節合併市町村補助金の使用目的についての御質問にお答えをいたします。

国からの合併市町村補助金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金要綱に基づき、総額4億 8,000万円が交付される予定であります。このうち、平成17年度に1億 3,955万 8,000円が交付される見込みであります。平成18年度歳入予算には3億 4,044万 2,000円の合併市町村補助金を見込んでおり、対象事業費としましては総額3億 5,793万 2,000円を計上いたしました。

主な事業といたしましては、市勢要覧発行事業費 439万 5,000円、案内看板等書きかえ事業費 1億 6,000万円、合併記念イベント事業費 1,100万円、本庁舎建設基本調査事業費 300万円、一般廃棄物処理基本計画策定事業費 840万円、観光宣伝事業費 468万 8,000円、道路台帳整備統合事業費 2,000万円、道路改良整備事業費 1億 8,320万円、都市計画マスタープラン策定事業費 900万円を計上いたしております。

また、平成17年度からの継続事業といたしまして田村市紹介ビデオ作成事業費 330万円、総合計画策定事業費 331万 2,000円、戸籍電算化実施事業費 7,087万 8,000円を計上いたしました。

次に、第15款県支出金第2項県補助金、目の1、総務費県補助金第2節合併支援交付金の使用目的について申し上げます。

福島県の単独事業としての合併支援交付金については、平成16年度からの5年間で総額5億円が交付される予定であり、平成16年度、平成17年度の2年間で2億 5,880万円が交付される見込みであり、残りの2億 4,120万円が今後3年間で交付される予定であります。平成18年度につきましては、歳出の第2款総務費第1項総務管理費、目の8、電子計算費の基幹システム管理運営費に計上いたしました1億 6,583万 4,000円のうち、福島県合併市町村支援交付金交付要綱の趣旨に沿った合併市町村の一体性を確保する事業としまして、住民記録、税情報や福祉あるいは財務会計など、統合電算システムに係る専用ネットワーク回線通信料、保守委託料及びリース料に合併支援交付金 8,040万円を充当いたしました。

一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

先ほど申し上げました合併市町村補助金の主な事業でございますが、案内看板等書きかえ事業費「1億 6,000万円」と申し上げましたが、「1,600万円」の誤りでございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 合併市町村支援交付金の方でございますが、旧市町村単位での地域振興、広域的、効率的なサービスというふうな目的になっていると思いますが、旧町村への対策というふうな点では、これはどういうふうにあれでしょうか。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再質問にお答えをいたします。

あくまでも市統一の電算業務のシステムに充当したということでございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 使用目的の中に新市建設計画の中でうたっているんですね。旧町村単位の振興というふうな、その点の配慮はどういうふうに行っているのか、その答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再々質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげましたように、電算システムの関係に充当させていただいたということでありまして、電算業務につきましては税のシステム、さらには住民基本台帳、介護保険等々のシステムが5町村それぞれまちまちの状況でございましたので、それを田村市として一括システムを統一したということになりますから、5町村それぞれの分がなされているということでございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 以上で質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて25番吉田文夫君の質疑を終結します。

次の質疑者、15番新田耕司君の発言を許します。

○15番（新田耕司） おはようございます。さきに通告をしておきましたので、議案の質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第46号でございますが、平成18年度田村市一般会計予算、これは予算書のうち、歳出予算の説明資料のページによって質疑をいたしたいと思っております。

まず、3ページ、目1、一般事務費の中で委託料、顧問弁護士の委託料60万円、その選定の基準と弁護士事務所を示していただきたいと思います。

それから、訴訟事件弁護士委託料 110万円のうち、係争中の事件名とその経過を説明していただきたいと思います。

同じ職員研修費のうち、旅費、ふくしま自治研修センター8万3,000円、旅費、交通費の積算根拠を示していただきたいと思います。

14ページ、目の6、財産管理費、出張所維持管理費 942万2,000円のうち、需用費の内訳を示していただきたいと思います。

23ページ、目の2、賦課徴収費 7,364万円のうち、嘱託員 740万6,400円及び臨時雇用賃金 126万7,200円と56万3,200円の費用対効果と賃金の明細を示していただきたいと思います。今吉田議員にもお答えになっておる内容と多少重複しております。また、雇用の日数はどのぐらい雇用するのかを示していただきたいと思います。

次に、納期前納付報奨金、市民税 144万 6,500円、固定資産税 1,253万 8,500円の前納報奨金の支給による徴収率の効果はどのぐらいになるのか。以上、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 15番新田耕司議員の御質問にお答えをいたします。

議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算についての歳出、第2款総務費第1項総務管理費目の1、一般管理費について申し上げます。

初めに、一般事務費の顧問弁護士の選定基準と弁護士事務所について申し上げます。

合併以前には、旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町でそれぞれ顧問弁護士をお願いしてきたところがございますが、旧船引町の顧問弁護士にあったことや、現在係争中の事件を担当していることとあわせ、これまでの実績から適任者であるとの考えから、郡山市の滝田法律事務所をお願いをいたしました。

係争中の事件名と内訳について申し上げます。

田村市では、合併時に旧大越町及び旧船引町の事件2件を引き継いでおります。旧大越町につきましては、ゴルフ場リゾート開発に係る損害賠償請求事件であります。昨年10月27日に仙台高等裁判所で控訴審の判決があり、旧大越町に支払い命令を命じた福島地方裁判所郡山支部の一審判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決が下されました。原告はこれを不服として現在最高裁で係争中でありますので、平成18年度の予算には弁護士費用37万 8,000円を計上いたしております。

旧船引町につきましては、居宅生活支援費一部不支給決定取り消し請求事件で、福島地方裁判所で係争中でありますので、18年度の予算には報償金、旅費、日当、雑費72万 2,000円を計上いたしております。

次に、職員研修費のふくしま自治研修センターについて申し上げます。

田村市では、職員研修の一環としましてふくしま自治研修センターで行われます各種研修講座に職員を派遣しておりますが、この旅費につきましては、職員の日額旅費の支給に関する規定に基づき、自家用車を利用する場合は交通費相当分を支給するとしております。そこで、公用車が利用できず、自家用車を利用して研修を受講する場合がありますことから、1キロメートル当たり25円で30名分8万 3,000円を計上いたしております。

次に、目の6、財産管理費のうち、出張所維持管理費の需用費について申し上げます。

出張所維持管理費につきましては、船引行政局管内、文珠、美山、瀬川、移、芦沢、七郷、要田の七つの出張所に係る電気料、電話料、建物維持管理の各種委託料などの経費

942万 2,000円を計上いたしております。このうち、需用費につきましては 373万 3,000円であり、その内訳は、施設維持管理の消耗品22万 7,000円、暖房用灯油の燃料費で50万円、来客用お茶代などの食糧費9万 3,000円、光熱水費の電気料 217万 7,000円、水道料5万 6,000円、ガス代22万 5,000円を計上いたしております。

また、修繕料として7出張所の経常修繕費21万円、文珠出張所の量表がえなどに14万5,000円、芦沢出張所で管理をしております芦沢農業センターの床張替えに10万円を計上いたしました。

次に、第2款総務費第2項徴税费、目の2、賦課徴収費の徴収嘱託員及び臨時雇用賃金について申し上げます。

嘱託徴収員につきましては、市税等の徴収率向上対策として滞納額の臨戸徴収に当たるため計上いたしました。費用対効果のおただしであります。先ほど吉田議員に申し上げましたが、平成17年4月から平成18年1月までの徴収実績で申し上げますが、市民税 178万 9,486円、固定資産税 269万 6,392円、軽自動車税24万 5,600円、国民健康保険税 907万 9,684円で、合計 1,381万 1,162円となっております。徴収嘱託員1人当たりいたしますと 345万 2,790円であり、効果が出ているものと考えております。

賃金明細につきましては、賃金1人当たり1日 6,700円で月23日を見込み、4名分で740万 6,400円を計上いたしております。また、臨時職員につきましては船引行政局管内の納税相談数が相当数になりますことから、この申告時における分といたしまして4名分を計上いたしております。

次に、納期前納付報奨金支給について申し上げます。

前納報奨金につきましては、田村市市税条例第42条の規定及び第70条の規定に基づき、第1期の納期までに第2期以降の税額すべてを納めた場合において、税額の0.5%に納期前の月数を乗じて報奨金を交付いたしております。

平成17年度の前納実績につきましては、個人市民税 1,691件、前納額 2,893万 4,000円、固定資産税は 5,751件、納税額1億 6,718万円となっており、課税総額に対する前納額の割合につきましては、個人市民税は 9.2%、固定資産税が 9.1%となっております。

しかしながら、前納による田村市財政の資金運用面における効果は大きいものではありませんが、徴収への効果の判断については難しいものと考えております。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） まず、係争中の事件でございますが、これらの所管事務の担当者は一

応助役が当たっていると私は思うんですが、それらについて今後の見通しをお聞かせを願いたいと思います。

それから、職員研修の交通費でございますが、これらの県内研修ということで、旅費、交通費の支給が条例によって1キロ25円となっておりますが、県内旅費、交通費の中でこれらが支給されているようなんですが、これが適当かどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、7出張所維持管理費なんですが、これらについては今後の機構改革の中で地域の人たちとの十分な話し合いもございましょうが、合併をして2年目ということで、将来的にはこの7出張所の存置をどういうふうに関後検討していくのかをお尋ねしたいと思ひます。

それから、賦課徴収でございますが、この中で臨時雇用、4名で月23日ということですが、年間の雇用日数は1人何日ぐらいになっているかをお聞かせ願いたいと思ひます。

それから、この徴収の中で住宅使用料、水道料についてはどのような徴収をしているのか。また、これとは別に市の方で特別徴収班、仮称でございますが、このようなことで職員が徴収に当たっていると思ひますが、それらについての実績があればお聞かせ願いたいと思ひます。以上です。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暁） 係争中の裁判の件について助役というふうなことでありますが、私からお答えいたしたいと思ひます。

旧大越町でゴルフ場のリゾート開発に係る損害賠償の請求事件があり、第二審までいきまして、第二審は仙台高等裁判所で旧大越町が勝訴という形であります。これに不服といたして相手方が最高裁に上告したと。それを受けて、今係争中でありまふので、勝てる見込みと思っております。

第2点の旧船引町において、居宅生活支援費一部不支給決定の取り消し請求事件で今福島地方裁判所で係争中でありまふが、現在まで数回裁判が行われております。最終的に今の段階では4月というふうなことを、最終の裁判所の方で両方の意見を聞いて、それを最終的にして、その後に関決を言い渡したいということをお伺っておりますので、それについては勝てるか負けるかというのは、うちの方としては勝てると思っておりますが、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再質問にお答えいたします。

まず、第1点目、研修センターでの旅費の規定でございますが、これについては先ほど申し上げた日額規定に基づいた形で支給をしております。2点目の船引行政局管内の出張所の今後の検討でございますが、これについては合併前に統合について協議をいたしました、実現をしなかったということでございますが、これについてはただいま作業を進めております行政改革大綱の中で当然表現しなければならない課題であるというように考えておりますので、十分今までの経過を踏まえて協議をさせていただきたいと考えております。

次に、嘱託徴収員関係の中で、職員による徴収実績はとのおたかしでございますが、ただいま資料を持っておりませんので、でき得れば後日、後で御報告をさせていただきたいと思っております。

次に、嘱託徴収員の徴収の際の水道料等の徴収の件についてでございますが、これについては市税等対策本部という形で我々税にかかわらず、住宅料、年金保険料、水道料等も含めてという考え方でやっております。徴収員の嘱託についてもそれらについてはお預かりをするという形で対応しているというふうに私は聞いております。以上です。（「あと年間トータル雇用日数ですか、1人当たり」の声あり）

先ほど申し上げましたように、雇用日数は月23日ということで12カ月雇用してまいりたいというふうなことでございます。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） それでは、次の質問に入らせていただきます。

○議長（三瓶利野） 新田議員に申し上げます。

質疑中ですが、ここで暫時休議いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休議

午前11時11分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き15番新田耕司君の質疑を続けます。新田耕司君。

○15番（新田耕司） それでは引き続き質問をいたします。

25ページ、目7、企画費、委託料のうち、本庁舎建設に係る基本調査委託料 300万円の

基本調査の概要を示していただきたいと思います。

次に、田村市合併記念事業委託料 100万円の記念事業の規模と委託の詳細をお示し願いたいと思います。

27ページ、各ふるさと会総会及び役員会にかかる経費 179万 4,000円の出席議会議員、職員等旅費の積算根拠をお示し願いたいと思います。

28ページ、携帯電話不通話対策費 6,100万円、携帯電話中継局設置工事業採択要件、それから受益者の負担はあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

29ページ、目 3、広報費、広報広聴費 395万 5,000円、市政懇談会回数と場所及び執行部の出席委員の内訳と諸経費の内訳をお示し願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 次に、議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算の歳出、第2款総務費第1項総務管理費、目の7、企画費についての御質問にお答えいたします。

初めに、企画調整費の本庁舎建設基本調査委託料について申し上げます。

この委託料につきましては、46番早川栄二議員並びに14番石井市郎議員の一般質問にもお答えいたしましたように、合併協議会で確認された事務所を船引町に置き、かつ利便性と交通事情を考慮した3年目途の建設を基本に、これまで検討を重ねてまいりました複数の候補地について、総合的な視点に立った適地の選定に努めるため、あらゆる角度から候補地それぞれの将来にわたる利便性や交通事情、造成の可否を含めた敷地の現況、建設コスト、建設面積など、新庁舎に求められる立地条件の比較考量を行うことが調査の概要であります。

次に、同じ企画調整費の合併記念事業委託料について申し上げます。

合併記念事業委託料につきましては、1,000万円の委託料についてお答えをいたしたいと思います。合併1周年の節目となる平成18年度におきまして、できるだけ多くの市民の皆様のお参加をいただき、同じ市民としての一体感を高めるというねらいから、記念事業を計画するものであります。

事業内容の詳細につきましては、今後、さらに具体化を図ることとしておりますが、現時点では田村市の陸上競技場を初め、各行政局の運動施設において子供から大人まで参加できる種目別のスポーツイベントを全国系列の福祉チャリティー番組24時間テレビ「愛は地球を救う」にあわせて開催する素案を立てております。中央のメディアとタイアップすることにより、スポーツの振興のみならず、福祉にも積極的に貢献する田村市の印象を広

め、田村市が合併したことを県内はもとより、県外へ発信できる機会となり、さらに各会場に各種団体の協力を仰ぎながら、例えば特産品コーナーやフリーマーケットなど、行政局の特色を生かしたスポーツ以外の催しを加えれば市外からの誘客も期待でき、何よりも市民の一体感の醸成に大きく寄与する行事になると考えており、これらに要する経費を委託料に見込み 1,000万円を計上したものであります。

次に、ふるさと会総会及び役員会にかかる経費について申し上げます。

ふるさと大越会につきましては、総会は議会議員11名と運転手2名を含む職員4名分の日当分を、役員会は2回のほか、交流会1回分にかかる職員の鉄道運賃と日当をそれぞれ計上いたしました。

ふるさと都路会につきましては、総会は議会議員2名と運転手を含む職員8名の日当分に、準備のため前日から上京する職員1名の宿泊、鉄道運賃、日当を加えた額を、役員会は2回分にかかる職員の鉄道運賃と日当をそれぞれ計上いたしました。

ふるさと常葉会につきましては、総会は議会議員4名と運転手を含む職員3名の日当を役員会は1回分にかかる職員の宿泊費、鉄道運賃、日当をそれぞれ計上いたしました。

東京船引会につきましては、総会は正副議長を含む議会議員16名と、市の4役のほか、職員4名にJAたむら、商工会、森林組合など、各種団体長や生活研究グループなどを加えた25名にかかる日当と、準備のための前日に上京する職員1名の宿泊、鉄道運賃、日当を計上し、役員会は3回分にかかる職員の鉄道運賃と日当を計上いたしました。

なお、ふるさと大越会につきましては、毎年4月に総会が開催されますことから、現在の市議会議員11名で計上いたしました。

次に、携帯電話不通話対策費の携帯電話中継局設置工事の事業採択要件について申し上げます。

採択要件につきましては、平成16年10月4日付、総務省自治行政局地域情報政策室長通知、「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」に示されておりますが、それによれば対象地域は採算性を図ることが極めて困難な地域となっております。そのような地域とは、整備される中継局施設1カ所により、通信サービス利用が可能となる地域の居住者のうち、携帯電話加入者の見込み数が原則として200人以下の地域となっております。また、電気通信事業者の負担額は中継局等の施設整備費の8分の1に相当する額とされ、さらに市町村は原則として実施年度の前年度12月までに電気通信事業者等との調整を終了し、かつ電気通信事業者が整備された施設を利用することなどが定められてお

ります。受益者負担はございません。

なお、本事業の実施予定地域はこの地域要件に該当しており、かつ事業への参画を表明しているKDDI株式会社からは昨年うちに内諾書の提出があり、調整を終了しておりますので申し添えます。

次に、目の3の広報費についての御質問にお答えいたします。

広報広聴費の市政懇談会につきましては、本年2月1日発行のお知らせ版を通じ、その目的や内容をお知らせいたしました。が、行政区の区域または各種団体などからの申し込みにより、地域に出向いて開催することにしており、おただしにあります開催回数や場所を限定せず、経費も特にかけないで、できる限り要望に沿うよう日程を調整し、市民の皆様と懇談する計画でありますので、予算は計上しておりません。

また、出席者につきましては、市長及び市長の指定する職員としており、市長以外は申し込み団体などからの懇談内容に応じ、関係部署の職員が出席することになります。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） まず、本庁舎の建設にかかる基本調査委託料でございますが、ただいまの説明では、用地段階の調査ということで、建物の部分については入っていないようでございますが、基本調査ということになれば、用地が特定されないまま基本調査をするということはちょっと納得がいかないんですが、それらについてどこの用地に建ててもそれが当てはまるというような調査をするのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから合併記念事業でございますが、これらについてはまず企画、市の方である程度の素案をもってイベント会社なりに委託するのか、それらの今後の委託のやり方、丸々コンサルイベント会社に丸投げしちゃうのか、それらについてお聞かせを願いたいと思います。

それから各ふるさと会の総会、役員会の経費でございますが、これらのうち、議員の旅費、日当についてはなかなか経費がかかるということで、丸々予算計上ということは余り適当でないと思いますが、これらについての自己負担の割合、今後そういうふうな見通しがあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから携帯電話不通話対策でございますが、本来ならば電気事業者の方でこれらの工事をやっていただくのが一番いいんですが、単独事業で8分の1しか事業者で負担しないということになれば、このほかにもっと有利な事業がなかったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから広報広聴費の中の市政懇談会でございますが、これらについては事業の中から吸い上げたもので、実際予算はゼロとなっておりますが、これらを限定されますと、例えば一銭もかからない場所でやらなければならないという、場所も特定されてしまうので、これらの市政懇談会については一銭もかからないでやるということはちょっと無理だと思いますので、存目でもいいですから、一応予算計上してこれらに当たるのが筋かなと思うんですが、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） まず、再質問にお答えいたしますが、第1点の本庁舎の調査事業費でございますが、建物等何か大変現在のところではまだ難しいところがありまして、複数の候補地が出てきますと、先ほど申し上げましたように、必ずその候補地についてそれぞれの条件が違うんだと思うんですね。そうしますと、その場所、場所によって、例えば造成事業費が違うとか、いろいろ出てくると思うんです。そうした上で、建物の規模とか、そういうふうなものも絡んではきますが、全体的に、総合的に判断するためにその場所、場所の調査が必要になるであろうというふうに考えているんですね。ですから、それらを場所によって出ましたらば、どのような場所が一番よろしいのか総合的に判断してまいる。そのための資料的なものというふうな考え方があります。

それから合併記念事業ですが、失礼しました。合併記念事業は後でございますが、ふるさと会の議員の日当の件でありますけれども、これにつきましては今のところ正当な形で見積もってございます。このふるさと会におきましては、ご案内のようにいろいろと行政局の地域によって差異もあるわけでございます。これは、それぞれの行政局の方からの見積もりによって平成18年度はこのような計上の仕方をしておりますが、それぞれなお全体的に調整する必要も出てくるのかなと考えておりますので、今後なお検討してまいるようにいたしたいと思います。

それから合併記念事業の件で、まず市、丸投げをしないというふうなお話であったわけでございますが、これにつきましては先ほど言いました24時間テレビ等を審議した形での各運動場等でどのようなものができるか、そういうふうなものについては全庁的な立場でそれぞれ全課の御協力をいただいて、それぞれ案をつくりまして、そういうふうなものについての必要経費というものが出ましたらばコンサルの方をお願いをして全力で取り組んでまいりたいと考えます。

それから、携帯電話の件でございますが、携帯電話につきましては先ほども言いました

ように 200人以下の見込みというようなことで、18年度については大越町早稲川の辺地というふうなことで計画しております。市の単独事業というふうなことになりますが、8分の1はKDDIの事業者が負担するということになるわけでございますけれども、辺地につきましては償還の際に交付税の措置もされるというふうなことになるわけでございます。

それから広報の懇談会の件でございますが、でき得る限り団体というふうな考え方をしておりますので、基本的には公共施設等を考えております。行政区の単位または各種の団体ということになりますので、ある程度の人数になるであろうと考えますので、できるだけ公共施設というふうなものを利用してやってまいりたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 本庁舎建設の基本調査については、いま少しはっきりしない答弁でございますが、これらについては一応用地をある程度何カ所かに絞った案として基本調査をするというような考えなのか。また、その用地を絞る、1、2、3の候補地を絞らないまま基本調査をするのか、それをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 再々質問にお答えをいたします。

本庁舎の基本調査につきましては、候補地を絞った上で比較考量できるような形で基本調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 次に、52ページ、目の2、農業振興費、農業集会施設管理費 2,040万1,000円のうち、管理委託料の管理業務内容をお示し願ひたいと思います。施設管理はどこに委託するのかをお聞かせ願ひたいと思います。

53ページ、目2、農業総務費、農業集会施設等建設費 5,000万円の事業計画概要についてをお示し願ひたいと思います。

それから同じページの目3、農業振興費の中で農業振興団体育成活動補助金 106万1,000円のグリーンツーリズム育成補助25万7,000円、これらの事業の概要をお示し願ひたいと思います。

それから、同じく水田振興対策費 1,523万2,000円の病虫害防除事業補助 215万5,000円の滝根町と大越町の事業が同一事業であります。これらについての予算の計上の節についてなぜ分散されているのかをお示し願ひたいと思います。

それから55ページ、園芸振興対策費 2,788万 1,000円のうち、JAたむら園芸部会常葉支部補助金9万円は、市内5支部と同等の取り扱いによってこれらの補助金が計上されておるのか。

それから56ページ、特定農山村総合支援事業 417万 2,000円の組織育成補助金 131万 5,000円の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

それから77ページ、目3、街路事業費、まちづくり交付金2億 9,484万 3,000円の計画の概要と、なぜ変更をしたのか、変更理由をお示し願いたいと思います。

それから同じく目5、公園費、田村市運動公園整備測量駐車場委託料工事費1億 1,573万円の年度計画をお示し願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算、歳出の第6款 農林水産業費第1項農業費、目の2、農業総務費の御質問にお答えをいたします。

初めに、農業集会施設等管理費の管理委託料について申し上げます。

滝根町の広瀬農村公園及び広瀬農村広場につきましては、草刈り、施設利用許可等の施設管理委託料、広瀬下郷生活改善センターにつきましては、管理人に対する施設管理委託料であります。就業改善センターは、浄化槽の保守点検及び清掃業務、消防設備保守点検、建築基準法に基づく定期報告業務であります。川向多目的集会所及び入水多目的集会所につきましては、消防設備保守点検及び建築基準法に基づく定期報告業務、施設の管理委託料であります。

大越町のおおごえふるさと館は、浄化槽保守点検、館内清掃、昇降機保守点検、消防設備保守点検、空調設備保守点検、自動扉保守点検、味噌加工設備定期点検及び建築基準法に基づく定期報告業務であります。農村婦人の家は、浄化槽の保守点検及び清掃業務、消防設備保守点検及び施設管理委託料であります。栗出転作技術センターは、浄化槽の保守点検及び清掃業務、消防設備保守点検、施設管理及び広場管理委託料であります。牧野生活改善センター及び早稲川生活改善センターにつきましては、施設管理委託料であります。

都路町の地域特産品処理加工施設は、消防設備保守点検業務であります。多目的研修集会施設は、浄化槽の保守点検及び清掃業務、消防設備保守点検、自動扉保守点検業務及び施設管理委託料であります。

常葉町の文化の館ときわは、消防設備保守点検、館内清掃、昇降機保守点検、自動扉保守点検及び電動式移動観覧席保守点検業務であります。

船引町の就業改善センターは、浄化槽の保守点検及び清掃業務、消防設備保守点検及び建築基準法に基づく定期報告業務であります。

次に、農業集会施設等建設費の事業計画概要について申し上げます。

大越町の多目的交流施設建設は、現在の牧野生活改善センター木造平屋建て、施設面積176.03平方メートルが昭和45年に建設され、築35年を経過しましたところから、老朽化が激しいため改築するものであります。多目的交流施設の建設面積は265.82平方メートルとし、大会議室、会議室、調理室、加工室、収納室及びトイレ等を計画してございまして、これら建設に伴う設計等の委託料、工事費、備品購入費及び既存施設の解体工事費等を計上いたしました。

次に、目の3、農業振興費、農業振興事業費の農業振興団体活動補助金のグリーンツーリズム育成補助事業の概要について申し上げます。

常葉町のグリーンツーリズム育成支援事業は、会員10名で構成する事業主体の「ときめき山学校」が都会で暮らす人たちに常葉町の自然や文化にふれあうため、農業体験の受け入れを行っているものであります。具体的には、ホームページやチラシ配布により参加者を募集し、1泊2日で山菜とり等の体験活動と田んぼのオーナーを募集し、田植え、稲刈りを体験し、収穫祭にはしめ縄づくり、もちつき、そば打ち体験などの事業に取り組むものであります。

次に、水田振興対策費の病虫害防除事業補助金の滝根町と大越町の事業は同一と思うが、事務事業の違いは何かについて申し上げます。

病虫害防除事業補助金は、水稻一斉防除の補助金として防除団に助成しているものであり、事業は同一のものであります。滝根町の病虫害防除事業補助金は、特定農山村総合支援基金を財源として平成14年度から18年度の5年間の事業計画に基づき実施しているものでありますことから、特定農山村総合支援事業費の補助金に、大越町の病虫害防除事業は、合併前から一般財源を充当し実施しておりますことから、水田振興対策費の補助金にそれぞれ予算計上をいたしました。

次に、園芸振興対策費のJAたむら園芸部会常葉支部補助は、市内5支部と同等の取り扱いについて申し上げます。

合併前のJAたむら園芸部会各支部の補助金は、滝根町、常葉町が支部活動補助金として助成しておりましたが、合併後の活動補助金につきましては2支部にのみ補助金を交付しておりますところから、他の支部との整合性を図るため、補助の継続、削減、廃止等を

検討してまいりました。その結果、滝根町におきましては、先ほど申し上げましたとおり、特定農山村総合支援基金を財源として充当しておりますことから、2支部に対しましては18年度は17年度対比約55%を削減の上、交付することとし、今後補助金を廃止することで調整してまいりたいと考えております。

次に、特定農山村総合支援事業の組織育成補助金の内容について申し上げます。

滝根町の特定農山村総合支援基金を財源として特定農山村地城市町村活動支援事業計画に基づきまして、組織育成補助金を交付しております団体は、町の指定作物のトマト、ピーマン、インゲンの栽培技術の向上を図るため、JAたむら園芸部会滝根支部に13万円、新規作物のヤーコン、ギンナンの導入と、栽培技術の向上のためにヤーコン生産研究会に5万円、ギンナン研究会に8万円を、地域振興作物のソバ作付拡大を図るため、星の村そば倶楽部に5万円、そばのニーズ調査及び販路拡大のために、「星の村そばまつり」開催に要する経費として17万円を、米消費拡大と地産地消の推進のため農業改良推進委員OB会に5万円、県が推奨しておりますリンドウの栽培拡大を図るため、リンドウ育成部会に5万円を、町の特産物であります山ぶどうを原料とした商品の販路確保を図るために、大滝根山ぶどう生産組合に8万5,000円、優良牛の確保を図るための導入事業、受精卵移植事業に取り組む酪農協議会に5万円、また和牛改良組合が畜産まつり交流会を開催し、和牛の共進会、牛肉の販売、焼肉会を通じ、町外との交流を図り、さまざまな情報を収集し、特産品のPRを図るために60万円をそれぞれ補助するものでございます。

次に、第8款土木費第4項都市計画費、目の3、街路事業費、街路改良費のまちづくり交付金事業、船引駅周辺地区の計画概要と変更理由について申し上げます。

船引駅周辺整備事業につきましては、平成15年2月に策定いたしました船引町中心市街地活性化基本計画に基づき、都市再生整備計画船引駅周辺地区を平成17年3月に作成し、現在、第1期整備として平成17年度から平成21年度までの5カ年間の期間を設け、測量設計を実施し、船引駅北口駐車場の整備を進めております。

全体計画の概要としましては、県道船引停車場線延長40メートル、幅員10メートル、市道駅前通り線延長40メートル、幅員12メートル、市道駅前馬場線、延長80メートル、幅員10メートルの3路線。船引駅南口駐車場、いわゆる船引駅前ではありますが、77台、船引駅北口駐車場46台、駅前広場面積1,800平方メートル。駐車場を含む駅前公園面積4,600平方メートルになっております。これらの計画に伴う用地買収面積として2,890平方メートル、家屋補償3棟を計画してございます。

予算計上いたしました委託料の都市再生整備計画の変更理由であります。船引町中心市街地活性化基本計画に盛り込まれております移街道踏切拡幅整備を含む市道船引駅前・源次郎線道路改良及び、仮称でございますが、駅前八幡線の新設整備を主事業とする第2期整備に係る都市再生整備計画書、船引駅周辺並びに概要版パンフレット等を作成するものであり、平成19年度に国庫補助事業、まちづくり交付金事業の計画について国・県と協議を進めてまいります。

次に、第8款土木費第4項都市計画費、目の5、公園費の田村市運動公園整備の駐車場に係る測量設計の委託料及び工事の年度計画について申し上げます。

田村市運動公園事業につきましては、平成7年度から公園整備国庫補助事業の採択を受けまして敷地造成工事及び園内道路、陸上競技場の整備を進めてまいりました。陸上競技場につきましては、平成15年4月にオープンし、各種大会等を数多く開催され、市民のスポーツの場として利用されております。今後予定しております事業内容は、敷地造成工事及び駐車場、テニスコート、体育館、プールの整備、修景植栽等の外構工事等でございます。平成18年度から平成24年度までに国庫補助金、合併特例債を活用して整備をする計画であります。

また、平成18年度予算に計上いたしました事業内容であります。陸上競技場で開催されます各種競技会において駐車場の不足が生じており、園内道路に駐車する自動車が数多く見受けられ、特に田村富士ロードレース大会においては、園内道路がコースとなっておりますところから、参加者の事故等の危険性、救急車等の緊急車両の通行に支障を及ぼす状況となっておりますところから、公園西側の敷地を駐車場として確保する計画であり、平成18年度予算として測量設計委託料、敷地造成、舗装工事等を計上したものでございます。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 時間はあるんですか。1点だけ再質問させていただきます。

まず、特定農山村総合支援事業について、今年度で終了するようになると思うんですが、これらの多岐にわたった補助事業を19年度は一般財源によって継続するのか、また別な事業があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 再質問にお答えをいたします。

補助事業の目的、趣旨、それから補助金を交付するわけですから、それらの事業の効

果、そういうものを見きわめた上で補助を継続して交付するかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 次に、84ページ、目の2、事務局費、語学指導費 3,273万円のうち、日本語指導講師謝金 7万 5,000円の講師と、これらについての対象者の、国籍ということはあると適切な言葉がないんですが、日本人以外の人によってこれらの講師としてお願いしているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから外国語指導助手派遣委託料 3,131万 4,880円の指導助手のこれらについても日本人以外の方が配置されているのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから教職員の研修費、補充教員の研修なんですが、複式学級担当者研修旅費、それぞれ 1万 5,000円と 8,000円が計上されておりますが、これらについて免許外教師の研修も行っているというような答弁もいただいておりますが、これらについては自己負担でやっているのか、この中に含まれているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

○教育次長（宗像泰司） 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算、歳出の第10款教育費第1項教育総務費、目の2、事務局費についての御質問にお答えします。

初めに、語学指導費の日本語指導謝金について申し上げます。田村市教育委員会といたしましては、中国出身の生徒 1名が市内中学校に編入学したことに伴い、福島県国際交流協会の「帰国・外国出身児童生徒へのサポーター派遣事業」を活用いたしまして、中国出身の日本語指導講師を依頼し、当該生徒の日本語による円滑なコミュニケーションや学校生活への適応を支援しようとするものであります。

次に、外国人指導助手の国籍と配置先であります。現在、中学校に 6名の外国語指導助手を配置しており、その内訳は船引南中 1名、船引中 1名、移中 1名、瀬川中 1名、滝根中と大越中に 1名、都路中と常葉中に 1名の計 6名でありまして、その 6名とも出身国はアメリカ合衆国であります。

なお、9月からは 2名を増員いたし、専任になっていない中学校に配置することといたしておりますが、同様にアメリカ合衆国出身者を予定いたしております。

小学校への外国語指導助手の派遣につきましては、中学校配置以外の外国語指導助手が 4名にて担当しておりますが、出身国は 3名がアメリカ合衆国、1名がカナダであります。

次に、教職員研修費の補充教員、複式学級担当者研修会旅費について申し上げます。

福島県教育委員会主催による講師及び複式学級担当者を対象とした研修会は1日のみの研修であり、十分であるとは言えません。田村市に配置されております講師の授業力向上並びに複式学級担任のさらなる指導力の向上を図るため、独自に研修会を実施して、教育活動がさらに充実するよう支援していく必要があると判断し、それぞれ1回、平成18年度予算に計上させていただきました。

免許外教科担任の指導力向上を目指す研修会につきましては、福島県教育委員会の主催で研修施設において2泊3日で実施されますことから、市においては実施しないことといたしました。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 以上をもって質問を終わります。

○議長（三瓶利野） 答弁漏れがありますので、相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 先ほどの未納対策本部にかかわります実績について御報告をさせていただきます。

税目ごとに申し上げます。市税等 981万 3,350円、国民健康保険税 1,235万 5,212円、住宅使用料 117万 6,600円、水道使用料 189万 7,572円、介護保険料 166万 6,850円、横断事業負担金22万円、合計 2,713万 8,584円でございます。

なお、出張回数については 668回、夜間訪問 620回でございます。以上です。

○議長（三瓶利野） これにて15番新田耕司君の質疑を終結します。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第3 議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第2、議案第66号並びに日程第3、議案第67号の2件を一括上程いたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員の職員給与について、平成17年8月15日の人事院勧告を受け、地方

公務員の給与改定に当たっては現下の極めて厳しい財政状況及び各地方の給与事情などを十分検討の上、国と同様、行政の合理化、能率化を図るとともに、地方公務員給与についても速やかな見直しを行うよう決定され、昭和32年以来約50年ぶりの大きな改革で、その改正の内容について申し上げます。

第1点目は、地方における公務員給与水準の見直しであります。これは、地場賃金より高いとの批判のある公務員給与を全体として平均 4.8%引き下げを行うというものであります。

第2点目は、年功的な給与上昇の抑制と職務、責務に応じた給与構造へ転換を図ろうというもので、具体的には若年層については給与水準の引き下げを行わず、中高年齢層の給与水準を7%引き下げ、給料表全体では4.8%の引き下げを行い、給与カーブを平準化しようとするものであります。

第3点目につきましては、勤務実績の給与への反映であります。これは、勤務成績を昇給に反映させやすくするため、現行の給料表の号俸を4分割して勤務実績に基づく昇給にしてきめ細かい昇給を実施しようとするもので、給与構造の改革に伴う職務給の切りかえが行われます。田村市では、現在行政職給料表の9級制を導入しておりますが、これを7級制に改正しようとするものであります。

なお、給与構造の改革により、激変を緩和するための措置として給与の差額分について、平成18年度から5カ年間の経過措置を講ずることといたしております。

次に、議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成17年度の介護保険料につきましては、現在、旧町村ごとに定めた保険料率により賦課徴収を行っておりますが、合併協定書で第1号被保険者の保険料については新市の介護保険事業計画に基づき統一するとされておりましたところから、平成17年6月に行われた国の介護保険制度の見直しを踏まえ、平成18年度から3カ年間における高齢者及び認定者の状況や介護保険サービスの利用状況などを推計して保険料を算出し、先日、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会で御審議をお願いいたし、御理解をいただきましたので、平成18年度から平成20年度までの3カ年間の介護保険料を改正しようとするものであります。

改正の主な内容といたしましては、保険料の基準額を旧町村の基準額の月額平均 2,715円を 835円、約30.8%引き上げ、月額平均 3,550円とし、それぞれの所得段階に応じ、年

額を設定するものであります。

また、低所得者に配慮して所得段階を現行の5段階から6段階に設定するとともに、平成17年に行われた地方税法の改正の影響による激変緩和のため、段階的に保険料率を引き上げる内容の経過措置を定めようとするものであります。

なお、追加して御提案申し上げました2議案については、いずれも法律の改正に伴う政令等がおくれていたため、初日に御提案できませんでしたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

日程第4 議案の常任委員会付託

○議長（三瓶利野） 日程第4、議案の常任委員会付託を行います。

議案第1号から議案第67号までについて、お手元に配付いたしております議案付託表により、それぞれ常任委員会に付託いたします。

○議長（三瓶利野） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後0時05分 散会